**宮崎サンシャインレディ観光ＰＲ事業委託業務**

**プロポーザル実施要領**

**１．業務の目的**

宮崎サンシャインレディ及び宮崎観光親善レディを活用し、様々なイベント等における観光ＰＲや、ホームページ・ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うことによって効果的な宮崎市の観光ＰＲを行い、観光誘客を推進する。

**２．業務の概要**

（１）業務名 宮崎サンシャインレディ観光ＰＲ事業委託業務

（２）場所 宮崎市他

（３）業務内容 別紙「宮崎サンシャインレディ観光ＰＲ事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（４）履行期間 契約締結の日から２０２２年３月３１日まで

（５）提案限度額 １，１００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

業務実施に必要な全ての費用を含めるものとする。

**３．プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由**

価格のみによる競争では目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け、目的の達成に最も適した提案を評価し、受託候補者を選定するため。

**４．プロポーザル方式及びその理由**

本業務については、業務の遂行にあたって豊富な知識や経験が必要であり、幅広い業種からの提案を受け付ける為「公募型」とする。

**５．スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 期日等 |
| （１）プロポーザル方式実施要領の公表 | ２０２１年　４月　８日 |
| （２）参加申込書の受付 | ２０２１年　４月２８日 |
| （３）質問及び回答 | ２０２１年　４月３０日 |
| （４）参加資格審査結果の通知 | ２０２１年　４月３０日 |
| （５）企画提案書等の提出締切 | ２０２１年　５月１０日 |
| （６）審査結果通知 | ２０２１年　５月１４日 |
| （７）契約締結 | ２０２１年　５月　下旬 |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

**６．参加資格要件**

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）法人格を有していること。

（２）成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（４）宮崎市税※及び国税について滞納がないこと。

※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合

（５）役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が暴力団関係者ではないこと。

**７．参加申込の手続**

（１）事務局（問い合わせ先）

〒８８０－０８１１　宮崎市錦町１番１０号　ＫＩＴＥＮ３Ｆ

公益社団法人　宮崎市観光協会（担当：長倉）

電話　０９８５－２０－８６５８　／　FAX　 ０９８５－２８－３６１４

Mail：nagakura@miyazaki-city.tourism.or.jp

（２）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類名 | 提出上の注意 |
| ① | 参加申込書（様式第１号） | 契約時に使用する印鑑を押印のこと。 |
| ② | 法人概要（様式第２号） |  |
| ③ | 商業登記事項証明書又はその写し | 法務局で発行する商業登記事項証明書（発行３ヶ月以内） |
| ④ | 宮崎市税及び国税に滞納が無いことの証明 | ○宮崎市税（写し可）※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合○国税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む）※いずれも３ヶ月以内に交付（発行）されたものであること。 |
| ⑤ | 誓約書（様式第５号） | 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。 |

（３）提出方法

持参又は郵送により、７－（１）の事務局あて提出すること。

（４）提出期限

２０２１年　４月２８日（水）午後５時必着

（５）提出部数

各書類１部を提出すること。

（６）参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果について、２０２１年　４月　３０日（金）までに通知する。

**８．質問及び回答**

（１）質問

①質問方法　質問書（様式第６号）をメール又はＦＡＸにより、７－（１）の事務局あて送付すること。（必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。）

②受付期間　２０２１年　４月２８日（水）午後５時まで

（２）回答

①回答方法　宮崎市観光協会のホームページに掲載し、個別には回答しない。

掲載URL：http://www.miyazaki-city.tourism.or.jp

②回答日　　２０２１年　４月３０日（金）までに随時

**９．企画提案書の提出**

（１）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類名 | 提出上の注意 |
| ① | 企画提案書（任意様式） | 作成にあたっては、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。 |
| ② | 業務実績（様式第３号） | 契約書の写しも添付すること。 |
| ③ | 業務執行体制（様式第４号） |  |
| ④ | 見積書（任意様式） |  |

（２）提出方法

持参又は郵送により、７－（１）の事務局あて提出すること。

（３）提出期限

２０２１年５月１０日（月）必着

（４）提出部数

　　　①正本を１部、副本を４部提出すること。

　　　②副本４部については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

**１０．評価・選定方法**

（１）指名型プロポーザル方式により、受託候補者を１者選定する。

（２）宮崎サンシャインレディ観光ＰＲ事業委託業務プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容の審査を行い、別紙「宮崎サンシャインレディ観光ＰＲ事業委託業務 審査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。

（３）選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

（４）評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。

（５）各選定委員の評価点の平均点数が３０点未満（５０点満点）である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。

（６）その他

次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積金額が、提案限度額を超えている場合

④審査の公平性を害する行為があったと宮崎市観光協会が認める場合など

**１１．選定結果の通知・公表**

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は２０２１年５月１４日（金）（予定）とする。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を宮崎市観光協会のホームページに公表する。

・受託候補者の名称、点数

・参加業者の名称（５０音順）

・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

（受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

**１２．契約に関する事項**

（１）契約の締結

受託候補者と宮崎市観光協会の間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

（２）その他

①契約代金の支払は、２回払いとする。

②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

**１３．その他**

（１）業務の一部委託について

　　　当該業務の一部を外部に再委託する場合は、事前に発注者と協議し、書面により発注者の承諾を得なければならない。

（２）提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しない。

②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、宮崎市観光協会から指示があった場合は除く。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。

④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（３）その他

①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。

②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

③企画提案書及び見積書は、１社につき１提案に限る。

④提案事業者が１社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附　則

この要領は、２０２１年４月８日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。